

## 「環境と食の安全を考えた農業生産管理適正」の認証システム

(愛称：この認証の愛称を募集しています)

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

<http://www.yu-ki.or.jp>

2010年3月8日基準案の公開討議開始

第1版 2010年4月3日

版	内容	策定・改訂等
暫定基準	暫定基準案として公開	2010年3月8日
第1版	基準策定委員会審議決定	2010年4月3日

以下は、2005年に策定された「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の適正業務基準」に定められた生産管理の基準に、農薬及び化学肥料の削減割合を付加したものです。「環境と食の安全を考えた農業生産管理適正」の認証に係る基準として示します。認証審査の方法は、特別栽培農産物の認証審査と同様、書類審査と実地検査によって行われます。この認証は、適切な生産管理を行うことを条件に、特別栽培農産物のガイドラインに示される削減対象農薬の使用回数を地域慣行基準の3割以上、化学合成農薬の窒素分量を5割以上削減した栽培に付与されるものです。特別栽培農産物に比べ、緩やかなものです。

この認証の愛称を募集しています。

### 1、原則

#### 1. 農産物の食品としての品質の継続的向上

農作物は、商品であるとともに人の命を育む食物であることが強く配慮されるべきである。栄養成分に富む良質な農産物の生産を目指し、かつ食品としての安全性を確保するために、適切な生産管理を確立することが必要とされている。農業生産者が、①自らの生産活動のなかで、生産した作物が食品としての品質を損なう恐れのある行程がないか確認し、そのリスクの軽減に努めること、②農産物の品質にかかわる目標を設定し、研鑽や技術の改善をはかること、などによって農産物の食品としての品質の継続的向上が図られること。

#### 2. 農業による環境への負荷の継続的低減

農業生産による環境への影響が問題となっている。農業生産活動が自然環境へ影響を及ぼすことを配慮し、農業生産にともなう環境への負荷をできるだけ低減することが必要で

ある。農業生産活動による環境へ著しい負荷を生じるリスクを把握し、その軽減に努めることによって、農業による環境への負荷の継続的低減をはかること。また、環境への負荷ばかりでなく、農薬散布等の農業生産活動にともなう自らの健康への影響についても十分に配慮すべきである。

### 3. 消費者の商品選択に関わる公正かつ適切な情報提供の向上

消費者の選択を容易にするために、生産物の特徴を明確に語られることが望ましい。その内容には、不正な誇張がなく、事実にもとづいた適正なものであることを必要とする。消費者には、自らの食するものの情報が適切に提供されなければならない。

品質表示基準にもとづく適正な表示を行わなければならない。

### 4. 生産管理の向上

生産管理の継続的な向上を必要としている。農業生産者は、生産する農産物の品質についての目標、栽培管理の指針や計画を整備し、計画的に生産活動を行うことが望ましい。生産の様子をいつでも確認できるように、生産管理の記録が、適切に整備されなければならない。

### 5. 法令の遵守

適正な生産の最低要件は、法令の遵守である。農薬や肥料の使用に係る法律、農作物の品質の表示に係る法律、環境基準に係る法律、生産活動で発生する廃棄物の処理に係る法律などは、遵守されなければならない。

## II、基準

### 1. 農薬の削減

特別栽培農産物の農林水産省新ガイドラインが定める「節減対象農薬」の使用回数（成分回数）を、地域慣行栽培に比べ、少なくとも3割以上削減していること。

### 2. 土づくりを基本とした肥培管理と化学肥料窒素成分の削減

たい肥の使用などによる土づくりを基本にして、化学肥料窒素分量を地域慣行栽培に比べ、少なくとも5割以上削減していること。なお、たい肥、有機質肥料、化学肥料のいずれであっても、過剰な投入を避けなければならない。

### 4. 生産の計画的推進

自分もしくは自分のグループに生産基準や栽培指針を定め、計画的に生産管理を実施すること。

### 5. 記録の整備

記録は、生産管理の適否を確認できる情報が記載され、トレースが可能なように整備さ

れていること。

### III、詳細

#### 1. 圃場管理

##### 1.1 履歴にともなう固有のリスクの把握

圃場の過去の管理にともなう固有のリスクを把握し、適切な対策をたてること。

##### 1.2 周辺条件の把握

周辺からの農薬その他農作物の汚染の原因となるものの飛来や流入のリスクを把握し、意図せざる汚染を防止するための対策をたてること。

##### 1.3 重金属その他の不用意な汚染の防止

1.3.1 圃場に投入する資材の不良による圃場の汚染を起こさないように、圃場に投入する資材の品質を管理すること。家畜糞尿に含まれる重金属、合成抗菌剤などには、十分注意を払うこと。

1.3.2 以下のようなことは、禁止される。

- ①塩化ビニールマルチの使用
- ②プラスチック資材の圃場及びその周辺における野焼き
- ③農薬の空き容器の放置
- ④圃場をゴミ捨て場にする

1.3.3 街道沿いの圃場にあっては、消費者に対してゴミなどを投棄しないよう注意を喚起する看板を立てることが望ましい。

##### 1.4 用水

水源を確認し、農業用水として適切な用水を使用すること。以下のようにことが確認され、危険に対しては対策をたてること。

- ①未処理のし尿、畜産厩舎からの未処理の排水、未処理の家庭雑排水、工場廃水などの流入の有無
- ②廃棄物処理場などからの汚水の流入の有無
- ③化学工場等に由来する汚染の有無

##### 1.5 圃場看板の設置

##### 1.6 圃場台帳の整備

圃場は、台帳を作成管理すること。台帳には、最低以下のことが記載されること。

- ①生産者の氏名または名称
- ②圃場の名称
- ③圃場の所在地
- ④圃場の作物

⑤栽培作物

⑥作型

### 1.7 圃場図面の整備

## 2. 栽培管理

### 2.1 土作り

栄養豊かで良質な農作物を育てるのはまず地力である。豊かな力を持った土を作ること、このことが栽培の基本に置かれなければならない。

#### 2.1.1 使用する資材の品質の確認

使用する堆肥及び肥料の品質については、資料を取り寄せ、内容を把握して使用すること。

<参考> 堆肥及び堆肥原料の適否を判断する注意点

- ① 専門業者からの購入堆肥については、重金属等法規制のある事項についての分析表を入手しておく。
- ② 自家堆肥については、原料の由来を把握しておく。
- ③ 近隣の知人・友人から融通してもらう場合も原料の由来を把握しておく。
- ④ 家畜糞堆肥については、餌における重金属及び抗生物質などの使用状況を聞いておくことが望ましい。重金属の添加が見込まれる場合は、分析表を入手しておくことが望ましい。
- ⑤ 特に注意を要する重金属は、銅・亜鉛・砒素・カドミウムである。

2.1.2 未熟な堆肥の施用は避けること。

2.1.3 過剰な投入は避けること。

<参考>堆肥等に関する法的規制

・砒素、カドミウム、水銀については、「肥料取締法に基づく特殊肥料等の指定」に掲げられる規制に準ずる。(すなわち、検液1ℓにつき砒素：0.3mg以下、カドミウム：0.3mg以下、水銀：0.005mg以下、アルキル水銀：検出されないこと、シアン化合物：1mg以下、有機リン化合物：1mg以下、六価クロム：1.5mg以下、PCB：0.003mg以下)

- ① 乾物当たりの銅および亜鉛の含有率が、それぞれ600ppmおよび1800ppm以下(重量/重量単位)であること。

### 2.2 適正施肥

作期ごとに適切な肥培管理計画が作成され、適正な施肥量が維持されていることが望ましい。

### 2.2.1 肥料の品質及び施肥量の管理

圃場の土の状態を把握し、適正な施肥を心がけること。

### 2.2.2 使用する堆肥及び肥料の選定

- ①肥料、土壌改良資材、栄養活力剤その他にあつては、使用前内容及び製造工程を確認すること。窒素成分量が把握されること。
- ②肥料取締法に定められる普通肥料又は特殊肥料の登録がなされていることを確認する。登録のある資材にあつては、登録証の確認によって前項のことは省略できる。
- ③普通肥料又は特殊肥料の登録のない資材の使用にあつては、内容成分についての分析書を確認することが望ましい。
- ④自家堆肥にあつては、銅・亜鉛・砒素・カドミウムについて分析を行うことが望ましい。
- ⑤堆肥から供給される作物の吸収可能な養分量を概算して、その量を考慮して、化学肥料施用量を減らすことが必要である。堆肥からの吸収可能養分量を迅速に測定できる手法が最近開発されている。可能な場合はそれらの手法の分析値を利用することが望ましい。(巻末にホームページアドレスを示す)

### 2.2.3 過剰投入による地下水汚染の防止について配慮

自己の過剰な施肥が地下水等に著しい影響を生じる恐れを認識し、過剰な投入を避けること。化学肥料の窒素成分にあつては、特別栽培農産物のガイドラインが定める地域慣行基準に比べ5割以上削減していること。

## 2.3 種子及び育苗

購入する種子及び苗については、履歴を入手し記録すること。

## 2.4 病虫害防除基準の維持

作期ごとに病虫害管理計画（栽培管理計画）を作成していること。

### 2.4.1 農薬の適正使用

- ①農薬の使用にあつては安全使用基準を確認し、農薬取締法で求められる使用者の遵守義務をまもること。
  - 使用する農薬が、使用する作物や有害生物に登録されたものであることを必ず確認し、適用のある農薬を使用すること。
  - 定められた希釈倍率を確認し、決まっている希釈倍率より濃く使用しないこと。
  - 使用可能時期を確認し、使用時期を守ること。
  - 使用量の許される範囲を確認し、許される量を超えないこと。
  - 使用可能な総回数を確認し、許される総回数を超えないこと。これは、種

の時期の分も含み、農薬の成分ごとであるので注意すること。

\*これらのことのために、中央農業総合研究センターの農薬適正使用判定サーバーシステムや農林水産消費安全技術センターの農薬検索情報システムなどを利用することができる（巻末に示す）。

②安全使用基準を遵守したことを確認できる適切な記録を残すこと。記録には以下の事項が記載されていること。

- 使用した農薬の名称
- 使用した日付
- 使用した作物
- 希釈倍率及び使用量
- 用途

③化学合成農薬の使用にあつては、圃場や作物の観察などによる予察を重視し、削減に努めること。特別栽培農産物ガイドラインに定められる節減対象農薬にあつては、地域慣行基準に比べ3割以上は削減していること。

④農薬は常に適量を調合し、使い残した薬剤や防除器具を洗浄した後の水は河川、用水路、排水路などに流さず適正に処理すること。水稻の種子処理を行った後の廃液についても、都道府県が奨励する適切な処理を行うこと。

⑤農薬散布用機材については機材の不調による適正散布の阻害を防ぐため適切な整備を行い、整備記録については記録をとるようにすることが望ましい。

## 2.5 雑草対策

### 2.5.1 耕種的、生物的、物理的方法

草生栽培、対抗植物の利用、紙マルチ、米糠除草、あいがもの利用など耕種的、物理的、生物的方法等により、除草剤に頼らない雑草対策を実践することを奨励する。

### 2.5.2 除草剤の使用

除草剤の使用が避けられない場合にあつては、最小限の使用にとどめることが望ましい。なお、使用した場合にあつては、使用回数をカウントする。畦畔の使用にあつても、カウントの対象とする。

①非農耕地用除草剤にあつては、禁止される。

②畦畔にあつても、当該圃場に作付けする農産物に対して適用の無い除草剤の使用は行わないこと。

## 2.6 生産に使用するその他の資材の選定基準及び記録

### 2.6.1 食品としての安全性の確保

①生産過程において農薬及び肥料以外のその他資材を使用する場合には、使

用しようとするその他資材が農作物の食品としての安全性を損なうものであってはならない。

②使用しようとするその他資材については、使用する前に以下の項目について確認しなければならない。

- 原料及び製造工程について内容を確認すること。
- 農薬取締法に定められた農薬成分を含まないこと。
- 法律の許容値を超えた著しい汚染物質を含まないこと。
- 法律の許容値を超えた重金属を含まないこと。

③使用にあたっては全て記録を残すこと。記録には以下の事項が記載されていること。

- 使用した商品名
- 使用した日付
- 使用した作物
- 希釈倍率もしくは使用量

#### 2.6.2 使用者の安全性への配慮

生産過程において農薬及び肥料以外のその他資材を使用する場合には、使用者への安全性を配慮し自らが定めた使用基準を保持することが望ましい。

#### 2.6.3 環境の保全

天然のものであっても、特定の成分を抽出もしくは濃縮して農作物の生産に使用した場合、水生動物などに著しく被害を及ぼすことがあることを認識しておくこと。

### 2.7 生産に使用する機械・器具類

生産に使用する機械・器具類について適切に整備され、不用意な汚染の防止及び使用者の安全確保のため以下のことを考慮した管理基準を維持していること。

- ①適切な整備により使用者の安全を確保する
- ②オイル漏れ等による圃場汚染の防止
- ③農薬散布機は、適切に洗浄し農作物の汚染を招かないように管理すること。

### 2.8 栽培管理記録

栽培管理記録を作成し、求めに応じて提示できようになっていること。栽培作物ごとにその作物の栽培を確認できる以下のような項目のなかで、該当することが栽培管理記録に含まれていることが望ましい。

- ①生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ②圃場名もしくは圃場所在地
- ③圃場面積
- ④栽培作物

- ⑤栽培品種
- ⑥前作の終了日
- ⑦播種、定植日
- ⑧耕起、耕運
- ⑨雑草対策
- ⑩マルチ、ビニール（ハウス栽培）等の使用開始及び終了日
- ⑪灌水
- ⑫剪定
- ⑬摘花、摘果、摘粒
- ⑭受粉
- ⑮収穫日
- ⑯使用した農薬の名称（種類）、用途及び使用倍率（量）
- ⑰使用した特定農薬の名称（種類）、用途及び使用倍率（量）
- ⑱施用した肥料の名称（種類）及び施用量
- ⑲施用した土壌改良資材の名称（種類）及び施用量
- ⑳施用した（16）から（19）までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的
- 21 圃場巡回等の確認状況の記録
- 22 自分の地域の慣行栽培の農薬使用回数及び化学肥料の使用窒素成分量

### 3. 収穫、荷造り及び表示

#### 3.1 収穫物の区分管理及び不用意な汚染の防止

収穫物の貯蔵保管については下記の点に特に注意しなければならない

- ①この基準により認証された農産物と他の農産物を混合しないよう管理されていること
- ②農作物が食品としての品質を損なうような汚染を受けないこと

#### 3.2 収穫物の洗浄・鮮度保持に使用する水

- ①水質を把握していること。
- ②溜め水を使用する場合は、管理基準を設けて不用意な微生物汚染を招かないようにすること。
- ③飲用適の水であることが望ましい。

#### 3.3 収穫に使用する機械・器具の管理について

収穫に使用する機械・器具の管理については以下の3点に特に注意して管理すること

- ①収穫物の適正な品質を確保するために必要な整備を確実にすること
- ②生産圃場に不用意な汚染を招かないように、整備を確実にすること
- ③作業者の安全のために、整備を確実にすること
- ④保管にあたっては、不用意な汚染を招かないように、清潔に保管すること。特にシーズンオフの収穫用具の保管には、注意をすること。

3.4 出荷する農産物には、適切な表示を行うこと。表示の形式は、ダンボール、包装袋、伝票など品質表示基準に定められた、適切な方法をとることができる。

#### 3.4.1 品質表示基準の遵守

品質表示基準に定められた事項が適切に表示されること。

該当法令	表示事項
生鮮食品の品質表示基準の農産物の表示	名称と原産地
しいたけ品質表示基準	名称と原産地に加え栽培方法
計量法に係る特定商品に該当する農産物 (*大豆、小豆など乾燥豆類を袋づめ販売する時 が該当する)	名称と原産地に加え、量目、販売者の 氏名または名称及び住所

#### 3.4.2 節減対象農薬及び化学肥料の窒素成分の削減割合

事実を正しく表示することができる。

#### 3.4.3 認証されていることの表示

認証番号を付して、有機中央会の認証を受けていることを表示することができる。

#### 3.4.3 禁止事項

- ①「特別栽培農産物」であるかの表示
- ②特別栽培農産物のガイドラインに示される表示禁止事項

### 4. 農薬の保管管理

#### 4.1 農薬の隔離保管

全ての農薬等の薬剤は施錠可能な建物において保管し、収穫物、他の機材や周辺環境を汚染しない状態で保管しなければならない。

- ①劇物及び毒物については、施錠可能な保管庫に隔離保管され、毒物、劇物であることが表示されていること。
- ②普通物であっても農薬の毒性を理解できない者（児童等）が、容易に出入りできる場所におかれてはならない。適切に隔離された場所に保管されていること。
- ③同じ納屋に農薬と肥料を保管する場合、農薬が肥料等を汚染しないように区分され、隔離されているか、相当程度距離をおいて保管すること。
- ④農薬保管庫内はきちんと整理し、液体・粉剤で保管位置を分けることで混入・移染などが起きないように気をつけること

#### 4.3 農薬のラベル

農薬等は、薬剤のラベルが明確に判読できる状態で保管すること。購入当初のラベルが明確に判読できる状態で保管されていることが原則である。ただし、当初のラベルがはがれたか、はがれそうになった場合には、ラベルを判読できるようにていねいに張り直していること。ラベルが判読できないように汚れた場合は、最低、内容物の商品名、購入年月日や有効期限を記入したラベルを貼り直し、当初のラベルに記入されていた内容物の特性や注意事項などは、同一内容物の他のラベルや商品カタログなどによって容易に確認できる状態になっていること。

#### 4.4 農薬保管管理台帳

農薬保管管理台帳を作成すること。なお台帳には以下の事項が記載されていなければならない。

農薬の名称

購入日及び数量

使用日及び数量

農薬の残数

#### 4.5 期限切れの農薬の処理

期限切れ農薬等の薬剤を所持している場合は、誤使用を防ぐため回収処分までの間適切に管理し、適宜適切な方法で処分する。開封してあるものはビニール袋等で密封した後、「廃棄予定農薬」等誤使用を防止する表示を行なった容器で保管を行っていること。保管は最長1年までとする。購入先等により地域の回収システム（農協等）を利用できない場合は、処理委託等の情報収集を行なうことが必要。

4.6 農薬の空容器等は適切な洗浄処理を行なった後、法（廃棄物処理法）を遵守した処分を行う。

### 5. 施設管理

#### 5.1 堆肥場の管理

法律に定められた事項を遵守し、著しい環境汚染を招かないこと。生汁の用水や河川への流入は、確実に防止されること。

#### 5.2 資材の保管施設

資材の保管について、以下の条件を満たす施設であること。

- ①資材の品質を損ねることなく、資材の保管が可能であること。
- ②肥料については混入や誤用を招かないように、区分及び識別が可能であること。
- ③農薬については、隔離保管が可能であること。

#### 5.3 機械・器具の保管施設

収穫用設備が農薬散布機によって汚染されないよう保管されていること。

#### 5.4 選別等作業施設

##### 5.4.1 施設の整理整頓

①施設は、以下の目的で整理整頓されていること。

- 効率的な作業を行う。
- 適切な品質管理を行う。
- 包装表示等の間違いを防止する。
- 金属等、危険な異物の混入を防止する。
- 施設を衛生的に管理し農産物の汚染を防止する。

②施設は、その施設において取り扱う収穫物及び出荷資材が衛生的に管理されていない場合には、特に以下のことについて注意が必要である。

- ゴミ、ホコリによる汚染の防止。シーズンオフの間出荷資材の在庫を保管する際には、汚れの防止をはかること。
- 農薬、オイル等による汚染の防止。収穫物を取り扱う場所に必要のない農薬やオイルを不用意に持ち込まないこと。
- ネズミなど有害動物による汚染の防止
- 犬、猫等ペットの糞尿による汚染の防止

##### 5.4.2 施設における薬剤の使用

施設における薬剤の使用には、以下の点において適切な配慮を行っていること。

- 農作物の汚染の防止
- 施設内で作業する者の健康の維持

#### 5.5 保管・貯蔵施設

収穫物の保管について、以下の条件を満たす施設であること。

- ①認証された農産物と認証されていない農産物を区分して保管できること。
- ②農産物の品質を保てる施設であること。

#### 5.6 作業場などのトイレ・手洗所

- ①有害病害虫の発生原因とならないよう、衛生的に管理されていること。
- ②使用者が気持ち良く使用できるよう、清掃されていることが望ましい。

## IV、認証の取得方法

1. 認証は、圃場ごと及び作物ごとに行う。

2. 認証を受けることを希望する生産者は、申請を行い、書類審査及び実地検査を受け、審査に合格することを必要とする。

3. 審査方法

審査は、書類審査及び実地検査により行う。

4. 申請書

申請者は別記様式1の申請書を、必要な添付書類とともに提出する。必要な書類は、以下の通り。

<申請に必要な書類>

申請書 別記様式1

誓約書

自らの「生産基準」と組織の運営等に関する基準もしくはマニュアル

申請作物についての前年の栽培管理実績記録

申請圃場及び作物一覧（書式14-3）

申請圃場の地図（書式14-4）

生産計画一覧表

栽培管理計画表

農薬使用比較対照表

農場内作業施設・保管施設一覧表（書式14-9）

作業施設・保管施設の図面（書式14-10）

認証申請質問表

米の生産者で乾燥調整施設がある場合は、乾燥調整施設質問表（書式14-12）

地域での慣行栽培について地方公共団体が確認している化学合成農薬、肥料の使用状況を確認できる資料

使用資材の内容のわかるパンフレット等

予定している表示のモデルデザイン（フリーハンドのラフで良い）

## V、認証機関の守秘義務

認証を行う機関は、認証審査で知り得た事項を、認証審査の目的以外に使用してはならない。

## VI、認証の取り消し

以下の場合、本会は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を取得した場合。
- (2) 認証を受けていない圃場の収穫物、認証を受けていない作物について、認証を受けているかのような表示を行った場合。
- (3) 農作物に対して虚偽の表示を行った場合。

- (4) 本会の調査を、正当な理由なく拒否し又は虚偽の報告をおこなった場合。
- (5) この認証及び本会の信用を著しく傷つけた場合。

## Ⅶ、認証の有効期限

認証の期限は、1年とし、認証の継続を希望する者は、更新のための審査（書類審査及び実地検査）を受けなければならない。

## Ⅷ、公表

1. 認証を行った場合には、以下のことを公表する。
  - (1) 認証事業者の氏名、名称及び所在地の都道府県名
  - (2) 認証にかかわる農作物
  - (3) 認証の年月日
  - (4) 認証の区分
  - (5) 認証番号
2. 認証を取り消した場合は、以下のことを公表する。
  - (1) 当該事業者の氏名又は名称及び所在地
  - (2) 該当する農産物
  - (3) 取り消しの年月日
  - (4) 交付していた認証番号
3. 公表は、本会のホームページ上に行う。

## Ⅸ 認証料金

1. 認証料金及びその支払い方法は、本会の特別栽培農産物の認証料金及び支払い方法を適用する。
2. 申請者は、認証審査の結果にかかわらず、審査を受けた場合に前項の手数料を支払わなければならない。
3. 所定の認証料金の支払いがない場合には、審査の中止、認証効力の停止及び認証を取り消すことができる。

以上

## 参照:適切な生産管理を行うために利用可能な情報システム

### 1. 施肥関係

中央農業総合研究センター たい肥カルテシステム

<http://taihi.dc.affrc.go.jp/carte/>

### 2. 農薬使用関係

中央農業総合研究センター 農薬適正使用判定サーバーシステム

<http://nouyaku-navi.info/>

農林水産消費安全技術センター 農薬登録情報検索システム

<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm000.html>

以上